

安全で健康な職場づくりのために！



産業廃棄物業界は「労働災害防止計画」に取り組んでいます

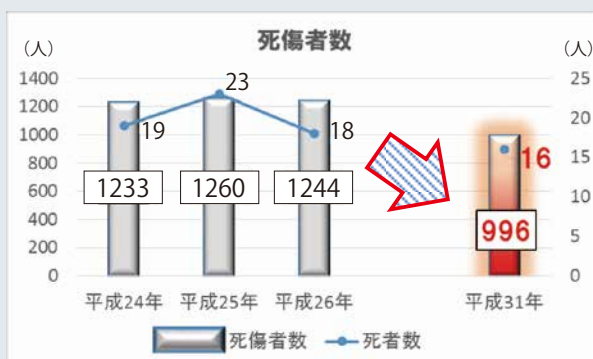
各都道府県協会と連合会が一丸となって
産業廃棄物業界の安全衛生向上をめざします。

計画の概要

●期間 平成29年度～平成31年度（3年間）

●目標

3年間で平成24年度～26年度の平均に対して、**20%減**



【平成31年】

死傷者数

996人
以下に！

安全衛生活動に参加しよう！

各都道府県協会では、各事業主の安全衛生活動をサポートする事業を実施しています。積極的に参加しましょう！

- リスクアセスメント導入の研修会
- 安全パトロール
- 安全大会 など



労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、
魅力のある労働環境を目指そう

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会

安全衛生管理体制をチェックしてみましょう!

労働安全衛生法令で定められた次の事項の対応はできていますか?!
 そうとは知らずに **法違反していませんか?**

- 事業規模別に次のとおり安全衛生の担当者（安全衛生スタッフ、安全衛生推進者、産業医、安全管理者（衛生管理者）、総括安全衛生管理者）を選任*していますか。

労働者数（人）	管理組織
1～9	事業者（安全衛生スタッフ）
10～49	事業者 $\xrightarrow{\text{(選任・指揮)}}$ 安全衛生推進者
50～99	事業者 $\xrightarrow{\text{(選任)}}$ 産業医 安全管理者 衛生管理者
100～	事業者 $\xrightarrow{\text{(選任)}}$ 産業医 総括安全衛生管理者 $\xrightarrow{\text{(指揮)}}$ 安全管理者 衛生管理者

※事業場規模別に管理組織の設置が必要です。

- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、安全衛生委員会、安全協議会等の会議を設け活動を展開していますか。
- 安全衛生法施行令第 6 条に定める作業（溶接、プレス機械、ボイラー、はい付け・はいくずし等）には作業主任者を選任していますか。
- 法的資格が必要な作業には、有資格者（車両系建設機械、玉掛け、高所作業車、クレーン、溶接、フォークリフト等）を配置していますか。
- 入社時や配置転換時に、安全衛生教育を実施していますか。
- 危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別教育を実施し、記録を 3 年間保存していますか。
- 雇入れ時、及びその後定期的（年 1 回）に健康診断を行っていますか。

これらのポイントを解説する「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」をインターネットで公開しています。ぜひご利用ください。

連合会の安全衛生のページは インターネットで

全産廃連 安全衛生

検索

お問い合わせは

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第2ABビル4F Tel: 03-3224-0811(代) FAX: 03-3224-0820
 URL: <http://www.zensanpairen.or.jp/>